

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)が営利企業等に従事する場合の許可に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規定に基づき、職員が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体において、兼ねることのできない地位は、役員のほか次に掲げるものとする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 参与
- (4) その他前3号に準ずるもの

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、前条に定める地位を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得て事業もしくは事務に従事することの許可の申請をしたときは、次の各号のいずれにも該当しないと認める場合に限り、これを許可することができる。

- (1) 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生ずるおそれがある場合
- (2) 職務の遂行に支障がある場合
- (3) その他公務員として適当でないと認められる場合

(許可の取消し)

第4条 任命権者は、前条の許可をした後において事業の変更その他の事由により、前条各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その許可を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。